奈良市和楽園役員及び評議員の報酬等に関する規程

奈良市和楽園役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 14 年 3 月 1 2 日 規 程 第 4 号

(総則)

この規程は、社会福祉法人奈良市和楽園定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事長・理事・監事役員(以下「役員」という。)・評議員・評議員選任解任委員(以下「評議員等」という。)の報酬等費用弁償の額並びにその支給方法について定める。

(報酬)

第2条 役員・評議員等が別表4に規定する職務を行ったことに対する報酬の額は、別表 第1の日額の報酬とする。ただし、常勤の施設長が理事の職を兼ねた場合においては、就 業規則及び職員給与等支給規則を適用し、就業規則第15条に定める年齢に達した場合は、 業務執行理事には第1給料表5級10号給を支給する。

(費用弁償)

第23条 役員・評議員等が、その職務のため旅行したときは、次条の規定により費用弁償を受けるときを除き、別表第12に定める額を費用弁償として支給する。

第23条の2 役員・評議員等が、理事会若しくは評議員会の会議等に出席したとき、又は監事が監査等のために出席したときは、別表第23に定める額を費用弁償として支給する。ただし、和楽園の施設長から選任された役員には支給しない。

(補則)

第34条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給方法その他については、職員の 旅費支給の例によるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成14年 3月12日から施行する。
- 2 奈良市和楽園費用弁償規程(平成11年4月1日)は、廃止する。
- 3 奈良市和楽園旅費支給規程(平成10年規程第4号)の1部を次のように改正する。
- 第1条中 役員及び 第2条第1項中 役員及び 同条第2項中 理事、監事 を省く。

附則

1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

報酬額

役職区分	報酬額	
理事長	日額 21,00)0 円
理事	日額 14,00)0 円
監事	日額 14,00)0 円
評議員	日額 10,00)0 円
評議員選任解任委員	日額 10,00)0 円

備考

1 報酬額については、その者の勤務時間が2時間以上の場合は当該額とし、2時間未満の場合は、報酬額の4割を減額する。

別表第2 (第3条関係)

費用弁償額

区分	鉄 道 賃	航空賃	車 賃	旅行雑費 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
	実費 (普通運賃) 但し、100キロメートル以上の場合は、急行料金、座席指定のある場合は座席料金を支給する。 130キロメートル以上の場合は、新幹線金では特別急行料金を支給する。	実 費 (エコノミー クラス)	実 費	近隣府県 800円 その他 1,600円 県内 支給しない	14,500円

別表第3(第3条の2関係)

費用弁償額

支給区分	費用弁償額		
役員	1,000円		
評 議 員	1,000円		
評議員選任解任委員	1,000円		

別表第4(第2条関係)

役員・評議員の職務

役員・評議員の職務		
役員等の種別	職務の内容	
1.理事長	・理事会、評議員会に関すること	
	・法人の財務管理に関すること	
	・法人の契約行為に関すること	
	・職員の労務管理に関すること	
	・決裁業務に関すること	
	・その他法人の運営に必要な業務に関すること	
2.理事、評議員	・理事会・評議員会の審議に関すること	
	・理事、評議員会において、決議された案件についての執行状況	
	の確認業務	
	・理事長の命を受けて、法人及び施設運営業務に関する下記の項	
	目について、意見及び相談を行うものとする。	
	(1)理事・評議員会の運営に関すること	
	(2)設備資金借入等契約に関すること	
	(3)建設及び施設整備工事請負契約に関すること	
	(4)設備保守等管理に関すること	
	(5)固定資産の取得及び処分に関すること	
	(6)社会福祉事業にかかる許認可等に関すること	
	(7)法人の新たな権利又は権利の放棄に関すること	
	(8)人事、労務及び福利厚生に関すること	
	(9)財務関連事項に関すること	
	(10)その他施設運営に関すること	
3.監事	・法人会計の監査に関すること	
	・理事会・評議員会の審議に関すること	
	・理事、評議員会において、決議された案件についての執行状況	
	の確認業務	

4. 評議員選任解任委 ・評議員の選任・解任の審議に関すること 員